

平成 27 年度自動車騒音の常時監視結果について

南城市では、騒音規制法に基づいて自動車交通騒音の常時監視を行っており、平成 27 年度の環境基準達成状況の評価結果をまとめましたので、公表します。

1 概要

自動車交通騒音の常時監視は、騒音規制法第 18 条に基づき都道府県及び市が自動車騒音の状況を監視し、同法第 19 条において結果を公表するものとされています。南城市でも平成 24 年度から自動車交通騒音の常時監視を行っています。

この自動車騒音常時監視では、「騒音に係る環境基準（平成 10 年環境庁告示第 64 号）」に基づいて、自動車騒音の影響がある道路に面する地域における環境基準の達成状況の評価を実施しています。

当監視では、「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成 23 年 9 月 14 日付け環境省環境管理局長通知）」に基づき実施計画を策定し、原則、5 年間で監視の対象となる地域全体の評価を行うこととしています。

2 評価対象道路

平成 27 年度は、幹線道路 9 区間に面する地域について、1,032 戸の住居等を対象に騒音に係る環境基準の達成状況の評価を行いました。

（評価区間は表 1 および図 1 参照）

3 評価方法（面的評価）

自動車騒音の常時監視は、評価区間（※1）を代表する地点で測定した騒音レベルから、各住居等（※2）の道路からの距離減衰や建物(群)の遮へいによる減衰等を考慮した推計式に基づき、幹線交通を担う道路（※3）の沿道（道路両端）から 50m までの範囲にある個々の住居等が受ける騒音レベルを算出し、評価区間内における全住居等のうち環境基準を超過する戸数及び超過する割合により評価することとされています。（以下「面的評価」といいます。）

※1「評価区間」とは、評価の実施にあたり、監視の対象となる道路を自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間に分割したものをいいます。

※2「住居等」とは、住居、病院、学校等をいいます。

※3「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道をいいます。

表1 環境基準達成状況の車両経里（区間別）

区 間 番 号	評 価 区 間 ※	評価対象道路		評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	測定地点の住所	基準点の 等価騒音レベル		騒音測定年度	騒音測定地点番号	評 価 区 間 の 延 長 (km)	評価区間全体 ①+②					
		(1)路線名	(2)車線数				昼間 (dB)	夜間 (dB)				評価対象 住居等戸数 a=b+c+d+e (戸)	昼間・夜間 とも基準値 以下 b (戸)	昼間のみ基 準値以下 c (戸)	夜間のみ基 準値以下 d (戸)	昼間・夜間 とも基準値 超過 e (戸)	
																	昼間 (dB)
1	7-8	一般道331号	2	南城市知念	南城市佐敷	-	-	-	-	287	287	0	0	0	0		
2	15-16	沖縄県道77号糸満与那原線	2	南城市大里	南城市大里	-	66	58	2015	57	57	0	0	0	0		
3	16-17	沖縄県道77号糸満与那原線	2	南城市大里	南城市大里	-	65	58	2012	130	130	0	0	0	0		
4	17-18	沖縄県道77号糸満与那原線	2	南城市大里	南城市大里	-	69	62	2015	22	22	0	0	0	0		
5	25-26	沖縄県道17号線	2	南城市大里	南城市玉城	-	-	-	-	112	112	0	0	0	0		
6	10-30	沖縄県道137号線	2	南城市佐敷	南城市佐敷	-	-	-	-	135	135	0	0	0	0		
7	30-23	沖縄県道137号線	2	南城市佐敷	南城市玉城	-	-	-	-	136	136	0	0	0	0		
8	24-5	沖縄県道137号線	2	南城市玉城	南城市玉城	-	-	-	-	109	109	0	0	0	0		
9	8-30	沖縄県道137号線(旧道)	2	南城市佐敷	南城市佐敷	-	-	-	-	44	44	0	0	0	0		
合計											16.3	1,032	1,032	0	0	0	0

※ 評価区間の左の番号は始点を、右の番号は終点を表しており、「図1 評価区間図」に示す評価区間の始点/終点の番号と対応している。

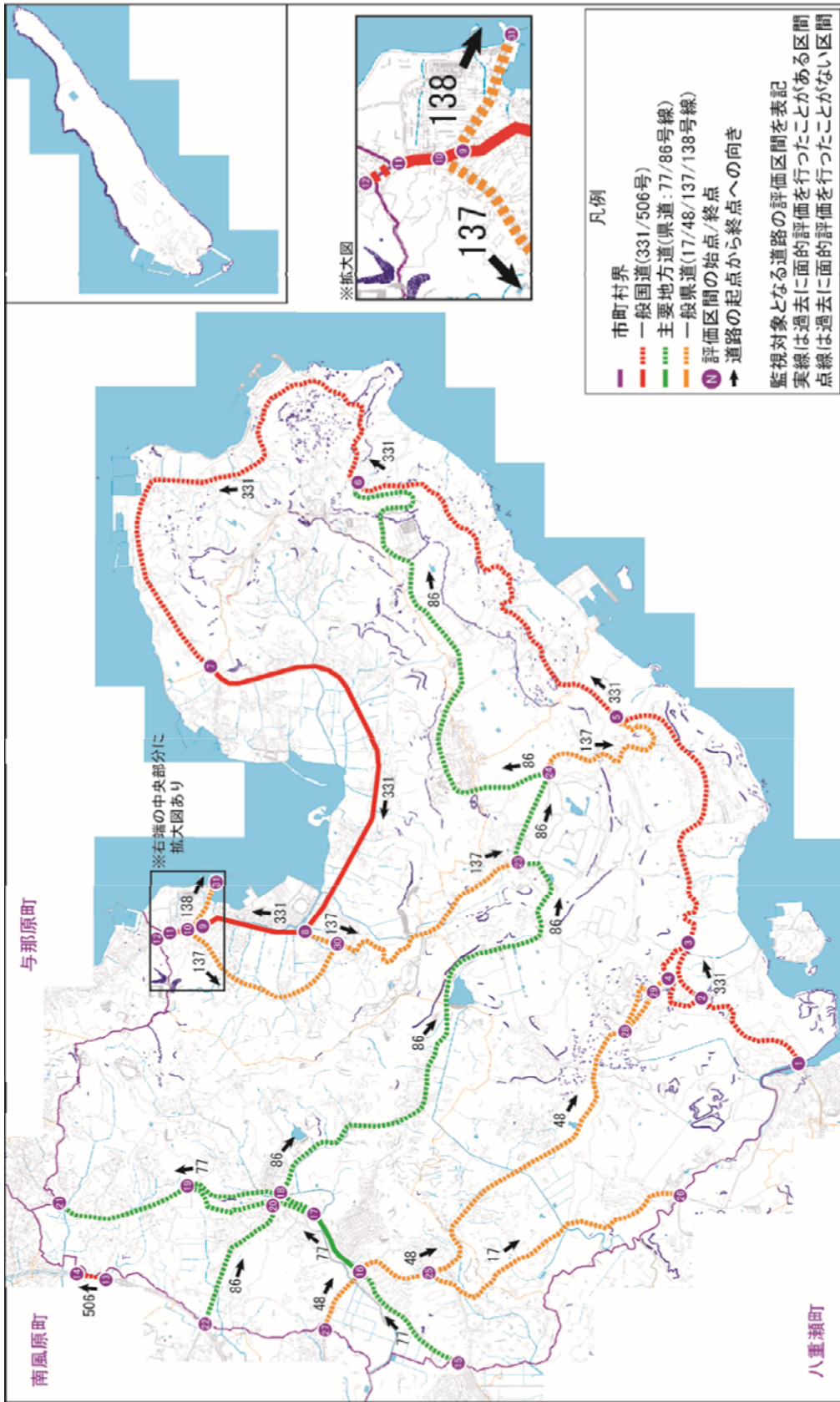


図1 評価区間図

4 ローテーション

平成 18 年度より、環境省における事務処理基準の改正に伴い監視地域に関する基礎調査の実施頻度が明記され、効率的に適切な事務の遂行、ローテーションで評価区間を評価することが可能となりました。ここで、ローテーションとは、図 2 に示すとおり、過年度で報告された評価結果のうち、報告可能なものについては各年度の報告に含めるという考え方です。南城市で監視する必要のある評価区間の評価が一通り完了し、ローテーションが一巡した以降の評価結果は、地域全体の評価結果となり、環境改善状況の経年変化等を適切に把握することができます。

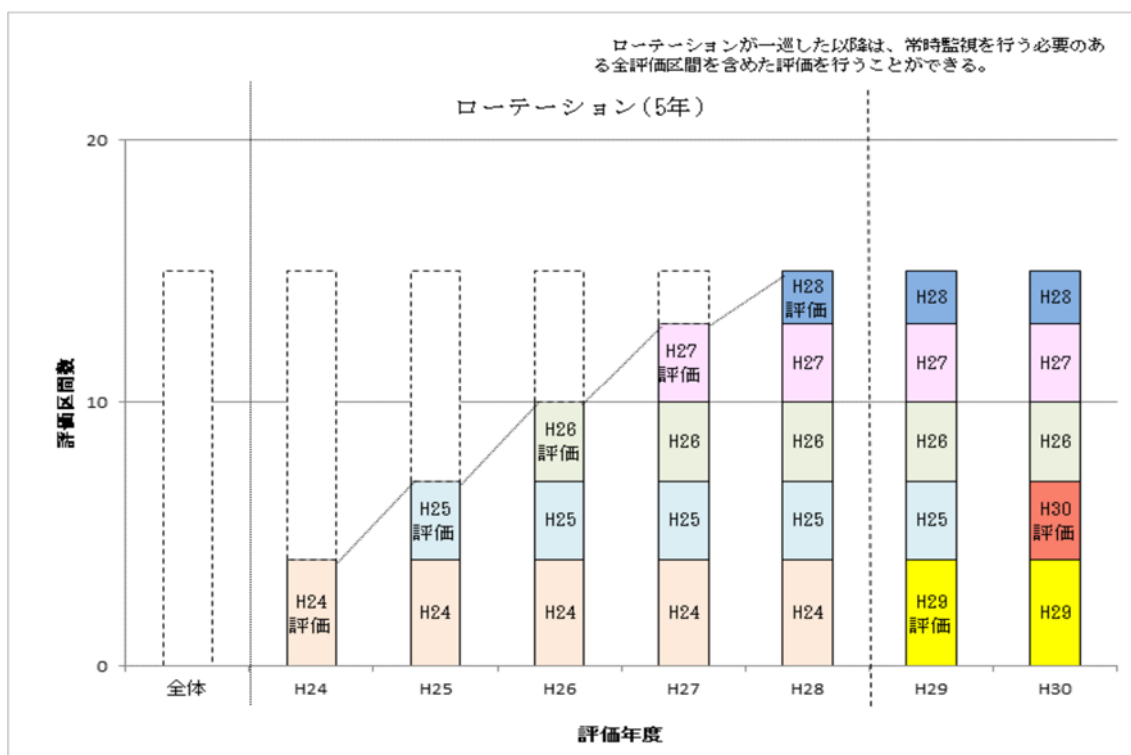


図 2 ローテーションの考え方

南城市では上記の考え方に基づき、平成 24 年度以降は、合計 35 の評価区間の常時監視を行うこととしております。

5 環境基準達成状況

平成 27 年度に面的評価を行った 9 区間（詳細は表 1 参照）の合計 1,032 戸のうち、昼間（6 時～22 時）及び夜間（22 時～6 時）ともに環境基準を達成（＝基準値以下）したのは 1,032 戸（100%）である。

個別の評価区間については、全区間で昼夜ともに環境基準を達成した。

（図 3・表 2 参照）

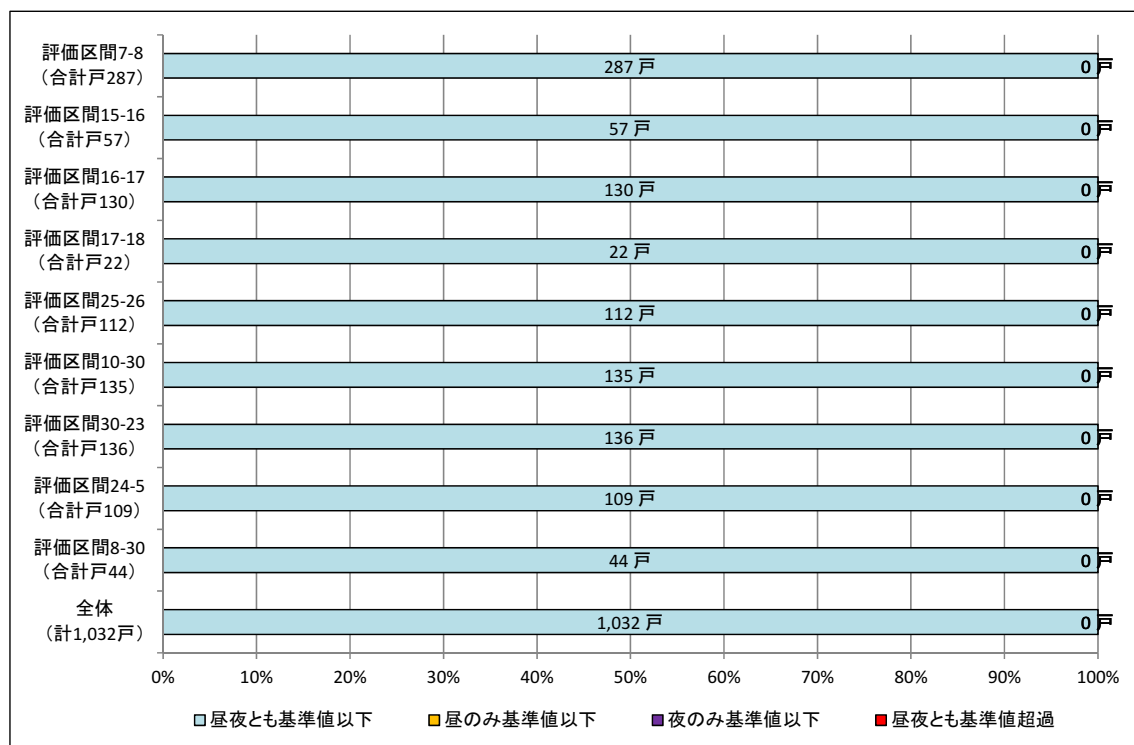


図3 環境基準達成状況

表2 環境基準達成状況

	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
評価期間7-8 (合計戸287)	287戸 100%	0戸 0%	0戸 0%	0戸 0%
評価期間15-16 (合計戸57)	57戸 100%	0戸 0%	0戸 0%	0戸 0%
評価期間16-17 (合計戸130)	130戸 100%	0戸 0%	0戸 0%	0戸 0%
評価期間17-18 (合計戸22)	22戸 100%	0戸 0%	0戸 0%	0戸 0%
評価期間25-26 (合計戸112)	112戸 100%	0戸 0%	0戸 0%	0戸 0%
評価期間10-30 (合計戸135)	135戸 100%	0戸 0%	0戸 0%	0戸 0%
評価期間30-23 (合計戸136)	136戸 100%	0戸 0%	0戸 0%	0戸 0%
評価期間24-5 (合計戸109)	109戸 100%	0戸 0%	0戸 0%	0戸 0%
評価期間8-30 (合計戸44)	44戸 100%	0戸 0%	0戸 0%	0戸 0%
全体 (計1,032戸)	1,032戸 100%	0戸 0%	0戸 0%	0戸 0%

注. 割合の合計は四捨五入により、100%にならない場合があります。